

大阪市告示第1585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年11月19日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	供用開始の期日
中之島線	北区中之島5丁目14番の2地から 同区同 58番の4地先まで (別紙参考図参照)	告示の日

(建設局総務部管財課)